

No	質問	回答
1	2022年11月末締分から指定請求書以外の提出は出来ないのでしょうか。	はい。指定請求書以外の受付は一切致しません。
2	Excel版の請求書作成が出来ない場合は？	現場所長または弊社経理部に請求書の印刷を依頼し、紙ベースに手書きで記入し提出して下さい。尚、手書きは計算ミス等の発生するリスクがあるため推奨しておりません。
3	ゴム印と社印を押印せずに電子印鑑（陰影画像貼り付け）でも認められますか？	はい。電子印鑑で作成してご提出頂いて結構です。
4	FAXでの提出は可能ですか？	いいえ。FAXは画質が不鮮明のため不可となります。
5	ダウンロードしたExcel版のどこを入力すればいいかわかりません。	画面上で色が付いている箇所のみ入力して下さい。
6	日付は西暦、和暦どちらで入力すればよいのですか？	必ず西暦で入力して下さい。
7	取引先コードが分からないのですが。	注文書・請書・お支払明細書記載の6桁の番号を入力して下さい。不明な場合は弊社経理部までお問合せ下さい。
8	登録番号とはなんですか？	消費税課税事業者に付与される番号です。2023年（令和5年）10月以降開始のため当面は無記載でも問題はありません。
9	会社名は代表者まで入力しなければならないのでしょうか	代表者名の入力は任意です（会社名は必ず入力）
10	内訳明細が1ページでは足りないのですが。	2ページ目以降に内訳明細を追加入力して下さい。
11	異なる税率を1枚で作成してよいのでしょうか。	はい、問題ありません。消費税区分を間違えずに入力して下さい。
12	消費税率の「8%（軽）」と「8%」の違いはあるのでしょうか？	違いがあります。「8%（軽）」は飲料品等の軽減措置により8%となっているもの、「8%」は経過措置により旧税率の8%となっているものです。同じ税率であっても明確に分ける必要があるため、間違えないように注意して選択して下さい。
13	内訳明細を税込で入力することは可能でしょうか？	出来ません。内訳明細は税抜の入力のみとなります。
14	単価による請求の場合、消費税率の計算は1行ごとに税率計算（切り捨て、切り上げ）をした後に合計する事は可能ですか？	消費税の計算は税率ごとに区分して税抜金額を合計し算出した後、一括で税率を掛けて切り捨て処理となります（小数点以下の端数処理は1回限り）したがって1桁ごとの税額計算は出来ません。
15	足場リースや金物取引先等は独自の「明細書」がありますが今後の取り扱いはどうなりますか。	貴社独自の明細書は今まで通り使用可能です。ただし、請求合計金額を入力して作成した指定請求書と合わせてご提出下さい。
16	立替控除額を請求先（取引先）で記入となっていますが立替金額はどのように把握すればよいのでしょうか？	当月の請求書提出日までに現場所長と打合せをして下さい。
17	出来高請求の場合はどうしたらよいですか？	必ず出来高調書を作成し、指定請求書に添付してご提出下さい。
18	請求書シートの「オールクリア」「内訳明細クリア」を押しても実行されません。	Excelのメッセージバーに「セキュリティの警告マクロが無効にされました」の表示がある場合は「コンテンツの有効化」ボタンをクリックして下さい。